

( 写 )

令和 6 年 10 月 23 日

三重労働局長  
石田 聡 殿

三重地方最低賃金審議会  
会 長 安 井 広 伸

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 8 月 21 日付け三労発基 0821 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

## 別 紙

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金

#### 1 適用する地域

三重県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 電線・ケーブル製造業

(2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ 書類等の複写、集配又は簡易な入力業務

ハ 手作業による軽易な包装、箱詰め又は運搬の業務

#### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,033円

#### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

#### 6 効力発生の日

令和6年12月21日